

保育を必要とする事由について（保育園部）

認定事由	保護者の状況	認定期間	必要書類（父母それぞれ）
① 就 労	保護者が家庭内外で、月に 48時間以上 就労している。（家事手伝いは不可）	左記に該当する間	・ 就労証明書
② 妊 娠 ・ 出 産	出産の前後で、児童の保育を必要とする場合。※出産による入所の場合は、必要最小限の範囲で相談させていただきます。	産前・産後 8週間程度	・ 出産要件に関する申立書 ・ 母子手帳の表紙と出産（予定）日がわかるページの写し
③ 保 護 者 の 疾 病 ・ 障 害	保護者が病気、負傷、心身障害等で、児童の保育を必要とする場合。	左記に該当する間	・ 診断書（ <u>保育が困難である状況が記載されていること</u> ） ・ （身体・精神）障害者手帳
④ 親 族 の 介 護 ・ 看 護	長期にわたる病人や心身に障害のある人と同居しており、常時看護や介護をしている。	左記に該当する間	・ 診断書（常時介護看護が必要である状況がわかるもの）※発行されてから1年以内のもの ・ 介護保険証・（身体・精神）障害者手帳
⑤ 災 害 の 復 旧	火災や風水害、地震などによる被害（家屋の損壊など）がありその復旧の間、児童の保育を必要とする場合。	左記に該当する間	・ 罹災証明書等
⑥ 求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合。（入所決定期間3ヶ月とし、定期的に求職活動状況を確認させていただきます。）	入所後3か月を経過する日が属する末日まで	・ 求職要件に関する申立書 ・ ハローワークの受付票の写し
⑦ 就 学	保護者が学校や職業訓練校等に通っている。（通信教育は不可）	左記に該当する間	・ 在学・就学証明書 ・ カリキュラムのわかるもの
⑧ 虐 待 ・ D V	虐待やDVで、保育が困難と認められる場合。	左記に該当する間	※個別に状況の間取り
⑨ 育 児 休 業	既に保育所を利用している2歳児クラス以上に在籍し、育児休業中に家庭で必要な保育を行うことが困難な状態にある。 <u>（育休中の新規入所は不可）</u> <u>復職日以降が入所希望は可</u>	・ 育児休業期間の末日が属する月末までの期間 ・ 育児休業に係る子どもが満1歳に達する日が属する年度末までの期間	・ 就労証明書 ※育児休業期間、復職予定日の記載があるもの